

御嵩町公告契約第 1 4 号

条件付き一般競争入札を施行するので、御嵩町契約規則(昭和 39 年御嵩町規則第 7 号)第 2 条及び第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 5 年 7 月 1 9 日

御 嵩 町 長 渡 辺 幸 伸

1. 条件付き一般競争入札における工事発注表

工事区分	水道施設		
工事番号	上 第 5 改－ 6 号		
工 事 名	美佐野地内配水管改良（第 1 工区）工事		
工事場所	御嵩町 美佐野地内		
工事概要	配水管布設延長 L=46.216m 水管橋 一式 仮設工 一式		
工 期	契約締結日 から 令和 6 年 1 月 31 日（水）まで		
予定価格	事後公表	入札方法	電子入札
工事内訳書	要	入札保証金	免除
低入札価格調査制度	あり	仮 契 約	なし
最低制限価格制度	なし	余裕期間	なし
契約保証/前金払	契約金額 500 万円以上の場合のみ。 ※電子保証利用可能		
契約方法	本契約は原則、電子契約にて行います。 利用サービス：クラウドサイン（弁護士ドットコム株式会社） ※受注者側にてアカウント登録等の作業、利用料等は発生しません。		
提出書類等	1. 入札参加申請書 2. 営業所等の状況調書（営業所等での申請の場合のみ必要）		
入札参加申請書の提出先等	提 出 先 電子入札システムでの申請、又は御嵩町役場総務防災課 提出期限 令和 5 年 7 月 24 日（月） 午後 4 時 30 分まで		
設計図書等の閲覧場所等	閲覧用図書等は準備しておりません。 入札の公告からダウンロードしてご使用ください。		
問い合わせ先 質問書等提出期限 (質問書は契約担当課まで)	工事発注課 上下水道課 整備係 0574-67-2111（内線 2135）担当：鈴木 契約担当課 総務防災課 財政係 0574-67-2111（内線 2213）担当：米澤 令和 5 年 7 月 27 日（木） 正午まで （指定書式）		
入札書受付終了日時	令和 5 年 7 月 31 日（月） 午後 4 時 00 分		
入札（開札）日時	令和 5 年 8 月 1 日（火） 午前 9 時 30 分		
入札（開札）場所	御嵩町役場 総務防災課（本庁舎 2 階）		

2 入札に参加できる者の資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成 4 年訓令甲第 8 号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 御嵩町競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されていること。
- (4) 入札参加申請時における最新の経営規模等評価結果通知書のうち、水道施設の総合評定値が

下記に該当する建設業者であること。

町内業者 A：500 点以上 町内業者 B：550 点以上

可茂地区業者：対象外 県内業者：対象外 県外業者：対象外

- (5) この工事に対応する主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に従い適切に施工現場に配置できること。
- (6) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされてないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (9) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。
- (10) 以下に定める届出の業務を履行していない建設業者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。
 - ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 入札参加申請書を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、入札日前日までに連絡します。同日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。
- (2) 入札参加資格を有する者が、当該入札日（開札）までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加できないものとする。
- (3) 入札参加申請を取り下げようとする者は、入札（開札）日の前日までに御嵩町役場総務防災課に理由を記載した書面を提出すること。

4 余裕期間設定工事

余裕期間設定工事の場合、次の各号を適用する。

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。
- (2) 工事開始日は、休日を指定することはできない。工期の末日が休日となる工事開始日の設定もできない。
- (3) 受注者は、落札決定日の翌日から起算して 3 日以内に、発注者が指定する様式により、工事開始日を通知すること。
- (4) 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者、現場代理人を設置することを要しない。
- (5) 余裕期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (6) 低入札価格調査等により、工事開始期限日以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を設定することはできない。
- (7) 前払金は、工事開始日以降に請求できるものとする。

5 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、1 の工事発注表に定めるそれぞれの期間のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの取扱いとなります。（電子入札にあっては、電子入札システムによる。）
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を

もって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。

- (4) 条件付き一般競争入札の関係様式は、御嵩町役場ホームページの入札情報コーナーからのダウンロードサービスをご利用いただくか、御嵩町役場総務防災課で配布します。

※注意事項

- (1) 「町内業者A」とは、御嵩町内に本店を有する者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから御嵩町内における営業年数が3年以上あり、かつ、御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号）第7条第1項に規定する名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者をいう。
- (2) 「町内業者B」とは、御嵩町内に従業員を常勤させている営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、本店以外のものをいう。以下同じ。）を置いている者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから御嵩町内における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (3) 「可茂地区業者」とは、可児市、美濃加茂市及び加茂郡内に本店又は営業所を置いている者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、それぞれの市町村における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (4) 「県内業者」とは、岐阜県内に本店又は営業所を置いている者であって、町内業者及び可茂地区業者以外の者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、岐阜県内における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (5) 「県外業者」とは、岐阜県外に本店又は営業所を置いている者であって、町内業者及び可茂地区業者及び県内業者以外の者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、岐阜県外における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。